平成２３年（フ）第４３５号
奈良県橿原市西池尻町502番地の32　ルミエール若林203号室、前住所奈良県橿原市雲梯町88番地
債務者　安川　優美
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
奈良県大和高田市西三倉堂２丁目３番28号
債務者　秋元　泰治
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
青森県三沢市東岡三沢２丁目41番地14号　プラザイン三沢202
債務者　冨田　拓也
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第８７号
青森県十和田市大字三本木字佐井幅181番地２　北構貸家
債務者　折茂　　勝
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第５号
青森県三沢市新町３丁目31番地10号　吉田６号
債務者　橋本　　將
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第７号
青森県十和田市西四番町１番16号　ウエストコーポＢ号
債務者　及川　佳奈
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第６４０号
千葉県野田市花井84番地の41、破産申立時の住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野４丁目17番地１
債務者　長谷川純子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７５１号
埼玉県草加市中根３丁目23番10号
債務者　佐藤　郁恵
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１６５８号
千葉県船橋市習志野台６丁目８番12棟406号
債務者　濱野　容子（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３号
千葉市中央区蘇我１丁目９番19号　クラージュ蘇我103号
債務者　金井　清司
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７９号
岐阜県多治見市前畑町４丁目40番地の８、従前の住所岐阜県多治見市明和町２丁目97番地の５
債務者　井澤　宏美（旧姓倉地）
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２３２０号
名古屋市千種区豊年町３番18号　都通団地１―205号
債務者　片　　和江
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３２１号
名古屋市千種区豊年町３番18号　都通団地１―205号
債務者　片　美樹子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１６２号
名古屋市港区甚兵衛通１丁目３番地の１　服部マンション３Ｆ
債務者　河野　耕二
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３５号
愛知県高浜市湯山町４丁目７番地２　県営葭池住宅10棟102号
債務者　光安　孝雄
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７１１号
高知県吾川郡いの町枝川1328番地３　県営住宅宇治団地Ｒ５―１
債務者　近森　圭二
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１３号
静岡県富士宮市山宮1018番地の67、前住所静岡県富士宮市下条23番地の６
債務者　山田喜美子（旧姓清）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部